

河野外務大臣の立法府を否定する暴言に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成三十年七月二十日

参議院議長 伊達忠一殿

小西洋之



河野外務大臣の立法府を否定する暴言に関する質問主意書

河野外務大臣は本年七月三日の講演において、「先月の訪米の際には（中略）九時から十二時まで外務委員会に出席したら、外務大臣にモントリオール議定書の質問は二問だったので、一問数千万円。ちよつとこれはいくら何でも何とかしてもらわないといけない。」と述べたとされている。

これを踏まえ、質問する。

一 河野大臣の「一問数千万円」という発言の趣旨について説明されたい。

二 河野大臣は国権の最高機関である国会の審議において国会議員が憲法の定める議院内閣制の下の国会の内閣監督機能の行使として行う質問が金銭価値に換算できるものであると考えているのか。

三 河野外務大臣の発言は、立法府を愚弄し、国会議員の議会活動を否定する暴言であるのではないか。河野外務大臣は即刻、辞職するべきではないか。

右質問する。

